

経済・金融 フラッシュ

ユーロ圏消費者物価(23年11月) ーコア指数・総合指数ともに大幅低下

経済研究部 主任研究員 高山 武士

TEL:03-3512-1818 E-mail: takayama@nli-research.co.jp

1. 結果の概要: 総合指数は前年比 2%台半ば、コア指数も 3%台半ばに低下

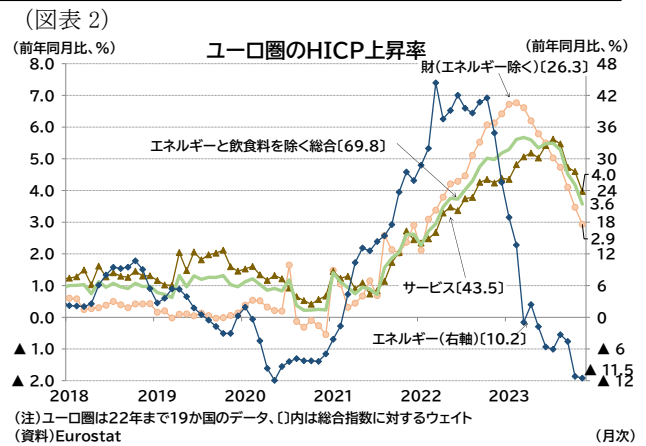
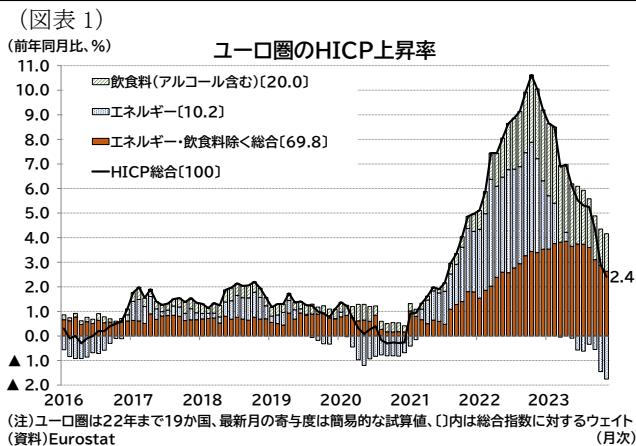
11月30日、欧州委員会統計局(Eurostat)は11月のユーロ圏のHICP(Harmonized Indices of Consumer Prices: EU基準の消費者物価指数)速報値を公表し、結果は以下の通りとなった。

【総合指数】

- ・前年同月比は2.4%、市場予想¹(2.7%)から下振れ、前月(2.9%)から低下した(図表1)
- ・前月比は▲0.5%、予想(▲0.2%)より下振れ、前月(0.1%)からマイナスに転じた

【総合指数からエネルギーと飲食料を除いた指数²】

- ・前年同月比は3.6%、予想(3.9%)から下振れ、前月(4.2%)から低下した(図表2)
- ・前月比は▲0.6%、前月(0.2%)からマイナスに転じた



2. 結果の詳細: 総合指数伸び率は 5 か国で物価目標を下回る

23年11月のHICP上昇率³(前年同月比)は全体で2.4%となり、10月の2.9%からさらに低下し、ECBの物価目標(2%)にかなり近づいた。「コア部分(=エネルギーと飲食料を除く総合)」は3.6%と総合指数より高めの伸び率だが、10月の4.2%から大幅に低下し3%台半ばとなった。

以下、詳細を「コア部分」「エネルギー」「飲食料(アルコール含む)」の3つに分けて見ていく。

まず、コア部分である「エネルギーと飲食料を除く総合」の内訳を見ると、「エネルギーを除く財

¹ bloomberg 集計の中央値。以下の予想値も同様。

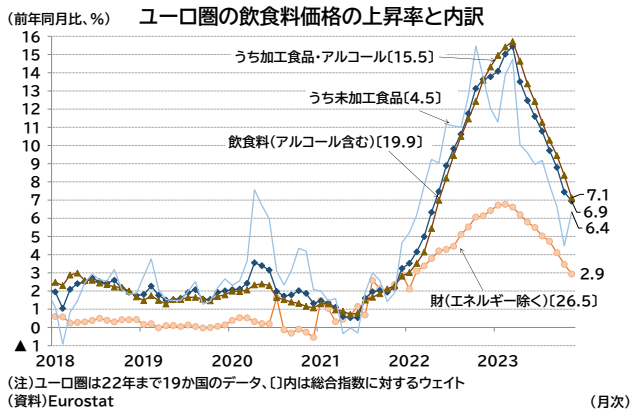
² 日本の消費者物価指数のコアコアCPI、米国の消費者物価指数のコアCPIに相当するもの。ただし、ユーロ圏の指数はアルコール飲料も除いており、日本のコアコアCPIや米国のコアCPIとは若干定義が異なる。

³ 23年からはユーロ圏20か国のデータ、22年までは19か国のデータ(以降も特に断りがない限り同様)。

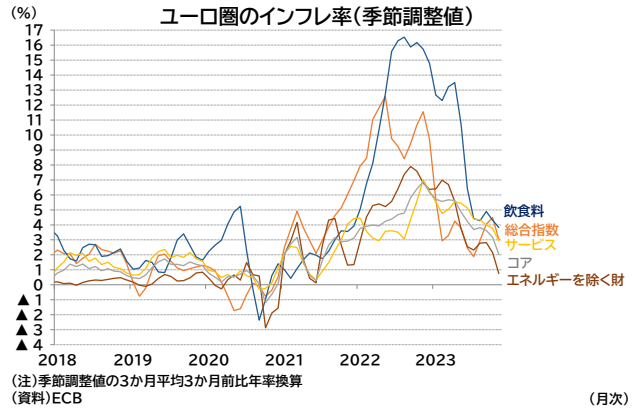
（飲食料も除く）」が9月4.1%→10月3.5%→11月2.9%、「サービス」（エネルギーを除く）が9月4.7%→10月4.6%→11月4.0%となり、11月は財もサービスも大幅に伸び率が低下した。前年同月比寄与度は、「財」が0.72%ポイント程度、「サービス」が1.55%ポイント程度と見られる。

コア以外の部分では「エネルギー」が前年同月比で9月▲4.6%→10月▲11.2%→11月▲11.5%と2か月連続で2桁マイナスとなった。ベース効果による前年比伸び率の押し下げ寄与は失われつつあるが、11月は前月比でも▲2.2%と大きく下落したため大幅マイナスが続いた。エネルギーの前年同月比寄与度は▲1.75%ポイント程度（10月は▲1.45%ポイント）と見られる。

（図表 3）



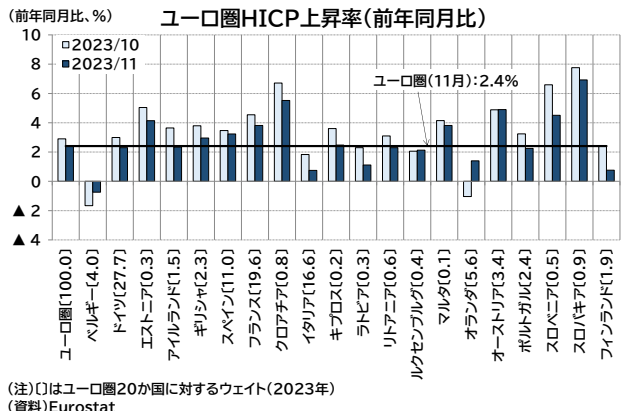
（図表 4）



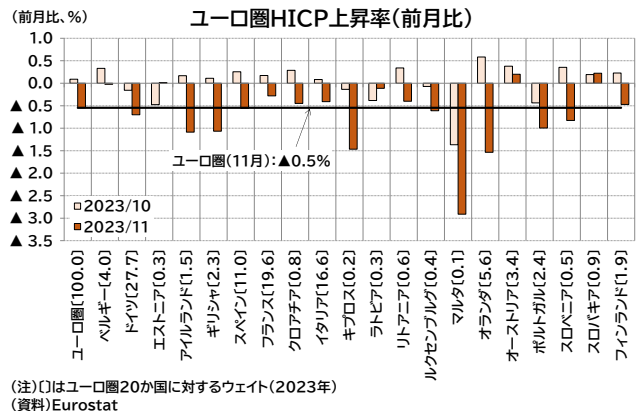
「飲食料（アルコール含む）」は、前年同月比で6.9%（10月7.4%）と8か月連続で大幅に低下した（図表3）。ただし、飲食料のうち加工食品の伸び率は7.1%（10月8.4%）、未加工食品は6.4%（10月4.5%）であり、加工食品は大幅に低下する一方で、未加工食品上昇率は反発している。なお、飲食料の前年同月比寄与度は1.52%ポイント程度（10月は1.48%ポイント）と見られる。

物価上昇の勢いをECBが公表する季節調整済系列で確認すると（図表4）、3か月移動平均後の3か月前比年率で総合指数が3.0%、コアが2.0%、エネルギーを除く財が0.8%、サービスが2.9%、飲食料が3.8%となった。総じて物価上昇の勢いは弱まっており、特に財価格上昇率は0%台に低下し、コア物価上昇率も物価目標付近に減速した。

（図表 5）



（図表 6）



国別のHICP上昇率は、前年同月比で20か国中、上昇したのは4か国で残りの16か国は低下した（図表5）。また、物価目標の2%を下回った国は10月の3か国（ベルギー、オランダ、イタリア）から5か国に増加した（ラトビア、フィンランドが追加）。前月比では3か国がプラスの伸び率、17か国はマイナスの伸び率となった（図表6）。

（お願い）本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。